

特定非営利活動法人消費者ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

TEL:011-221-5884 FAX:011-221-5887

令和6年12月5日

報告書

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通コンニサービル5階

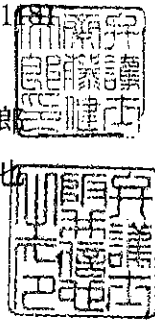
弁護士法人創知法律事務所

TEL. 011-280-1180 FAX. 011-280-1181

株式会社ファルコン代理人

弁護士 齋藤 健太郎

弁護士 阪井 信也



冠省

株式会社ファルコン（以下「依頼会社」）に関しまして、貴法人より頂戴した令和6年11月1日付けの「再申入書及び照会書3」に対して、以下のとおりご報告申し上げます。

なお、株式会社ハイチエイジェントは、令和6年9月26日付けで、株式会社ファルコンに商号変更いたしました。

草々

1. 第1の1について

- (1) チェリーハイツ26について、令和6年6月28日時点では、未返金世帯は13世帯でした。その後、3世帯に対する返金が完了し（資料1の②）、返金未了であった1世帯は振込口座の連絡がないまま退去されたので、

現在の未返金世帯は9世帯となっております。現時点でも当該9世帯から振込口座の連絡がない状態が続いております。

- (2) ローヤルハイツ26について、令和6年6月28日時点では、未返金世帯は1世帯でした。現時点でも、振込先口座の連絡はなく、未返金の状態に変わりはありません。
- (3) 2024年1月以降の町内会費については、チェリーハイツ26及びローヤルハイツ26ともに、2024年11月29日に振込手続きが完了しております(資料2)。

2. 第1の2について

返金額が世帯によって異なるのは、賃貸借契約の締結期間が世帯によって区々であることが原因です。返金対象世帯については、平成29年5月以降の賃貸借契約書をもとに特定しております。

3. 第2の1について

- (1) 第一山本ハイツについて、令和6年6月28日時点で、未返金世帯は9世帯でした。その後、3世帯に返金し(資料1の③)、現時点で残り6世帯は返金未了となっております。返金未了の6世帯については、未だ振込先口座の連絡がない状況です。
- (2) 第三山本ハイツについて、令和6年6月28日時点で、未返金世帯は3世帯でしたが、1世帯から振込口座の連絡があり返金処理を完了したため(資料1の④)、現在の未返金世帯は2世帯となっております。

4. 第2の2について

第一山本ハイツ及び第三山本ハイツにおいても、返金対象世帯の特定は賃貸借契約書に基づいてなされております。

5. 第3について

今回町内会費が問題となっている物件以外については、町内会費の未払いの問題は依頼会社においては把握しておりません。

以上

添付資料

資料1 居住者への送金データ

資料2 町内会費の振込データ